

令和6年高島市農業委員会第7回総会議事録

- 1 開催日時 令和6年7月10日（水）
午後1時30分から午後3時18分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 11・12
- 3 出席委員（19人）

会長	6番 中田正敏
副会長	10番 地村満信（議事録署名委員）
	1番 田中孝敏
	2番 青谷喜代一
	3番 橋本久義
	4番 高木敏一
	5番 采野 哲
	7番 前川幸雄
	8番 古谷久栄
	9番 上原満枝（議事録署名委員）
	11番 中川幸雄
	12番 中江武良
	13番 岸田忠則
	14番 山田善嗣
	15番 浅井嘉己
	16番 古田卓見
	17番 清水 巧
	18番 足立 功
	19番 石津紘子
- 4 欠席委員 なし
- 5 遅参した委員 なし
- 6 傍聴人の数 なし
- 7 次第
 1. 開会
 2. 高島市農業委員憲章唱和
 3. 会長挨拶
 4. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 報告事項
 - 第 1 令和6年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会第1回会長会について

- 第2 令和6年度第1回高島市農産ブランド認証委員会について
 第3 令和6年度地域計画における「協議の場」の結果報告について
 第3 報告第14号 田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について
 第4 報告第15号 農地の転用事実に関する照会について
 第5 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
 第6 議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について
 第7 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
 第8 議案第42号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 第9 議案第43号 高島市農用地利用集積計画の決定について
 第10 議案第44号 農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について

5. 連絡事項

（1）令和6年第8回総会について

- ・日時 令和6年8月8日（木） 午後1時30分
- ・場所 高島市役所新館 3階 会議室11・12

8. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課	次長	熊地 吉之
	参事	大辻 可奈子
	主査	上原 翔
	主事	南村 悠斗

9. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局長	川崎 弘
	参事	前河 康史
	主任	飯田 浩一

10. 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、こんにちは。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき有難うございます。また、本日は、総会終了後、全員協議会の開催を予定しております、スムーズな議事進行につき、御協力をよろしくお願いいたします。それでは、令和6年第7回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は、全員の方にご出席を賜っております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数以上であり、本総会が成立いたしますので、ご報告いたします 本日の案件は、報告事項3件、報告案件8件、農地法に基づく許可等案件として、第3条案件15件、第4条案件1件、第5条案件4件、引き続き農業経営を行っている旨の証明案件が1件、市長部局からの案件として高島市農用地利用集積計画 案件が16件、農用地利用集積等促進計画（高
-----	---

	島市) 案件が 128 件、計 176 件につきまして、ご審議いただくことになっております。次に、議事参与の制限についてお願いいたします。本日、審議いただきます。議事日程第 10、議案第 44 号「農用地利用集積等促進計画の作成について」は、■番 ■■■■ および ■番 ■■■■ に退席を求め、他の案件と切り離して審議・採決をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 本日、委員のお手元に「令和 6 年第 7 回高島市農業委員会総会 議事案件資料」および「令和 6 年度第 2 回農産ブランド認証委員会審査結果報告」資料 1 を配布させていただいております。ご確認をお願いします。 なお、参考資料のうち、個人情報が含まれているもの、ブランド認証委員会に関する資料につきましては、回収させていただきますので、よろしくをお願いいたします。 また、本日、配付しております議案書について、内容が一部、修正がありましたので、差し替えを 2 点、お願いいたします。 1 点目は、9 ページ 議第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての部分で 番号 13 地番 1281 番 1 の面積が 66 平方メートルに変更となります。これに伴い、番号 13 の計と 3 条許可申請の合計面積がそれぞれ変更となります。 2 点目は、14 ページ議題 42 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての部分で 説明条文 1 行目「租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定および」を削除し、続いて「租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項」に改め、2 行目「次の証明願」に変更となります。差し替え分の 9 ページおよび 14 ページの片面を配付させていただきました。差し替え方よろしくお願いいたします。たいへん申し訳ございませんでした。 また、本日、配付させていただいた資料には、土地対策分科会および人対策分科会の会長より、意見書の案を報告いただきました。各分科会の皆様におかれましては、ご一読いただき、修正・追加等がございましたら、7 月中を目途に、農業委員会事務局までご提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。
事務局	改めまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。 それでは、地村副会長 よろしくをお願いいたします。
副会長	皆様、ご起立ください。 それでは、委員会憲章の唱和をお願いします。 議案書鏡の裏面のページをご覧ください。私が、「高島市農業委員会は」

事務局	と申しあげましたら、その後が続いて、ご唱和をお願いいたします。 (唱 和) 有り難うございました。 それでは、中田会長よりごあいさついただきます。 ごあいさつの後の、総会の議事進行は、高島市農業委員会総会会議規則 第5条の規定に基づき、会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
会長	《会 長 挨 拶》
会長	それでは、これより、「令和6年 第7回 高島市農業委員会総会」を開会します。本日の議事日程に従い、会議を進めます。日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名させていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、9番上原満枝委員、10番地村満信委員を指名します。よろしくお願い申し上げます。
会長	次に、日程第2「報告事項」を議題といたします。第1「令和6年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会第1回会長会につきまして」は、私が出席しましたので簡単ですが報告いたします。
会長	令和6年6月25日14時から湖南市サンライフ甲西にて会長会が開催されました。本年度の事務局は米原市であり、米原市の大谷会長が本会の会長を務めていただきご挨拶をいただいたところです。第1号議案では令和5年度の事業報告。第2号議案では収支決算報告および会計監査結果報告がありました。昨年度は高島市が事務局を担当していた関係から事務局長より報告させていただきました。それぞれ全員の賛成をいただいたところです。第3号議案で事業計画と第4号議案の収支予算について、それぞれ提案をいただいて、各市5万円の拠出を行い、事業計画および予算を組んでおり、原案のとおり可決したところでございますが、この協議会においては、承認いただいたところですが、この会につきましても、農業委員会のあり方や課題等多くの課題が山積している中でございますので、これについて、今後どういう方向で運用していくのか立ち向かっていくのかと議論いただいたところです。また農業委員会事務局においても課題等がありますので、課題の整理や運用といった内容について事務局長会議にお

	いて協議されているところです。報告につきましては大変簡単で恐縮でございますが以上でございます。 それでは、このことにつきまして、何かご意見とかご質問ございましたらご発言いただきたいと思います。何かございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	それでは、ご意見もないようですので、次に、第2「令和6年度第2回高島市農産ブランド認証委員会について」采野委員から報告をお願いします。
采野委員	5番采野です。令和6年度第2回農産ブランド認証委員会審査結果報告をさせていただきます。お手元に配布されています資料1をご覧ください。6月20日開催され、申請個人3名、3件、3品目でそれぞれ、ランクの認定を行いました。詳細については、裏面の資料のとおりですが、農産物は個人3名3件3品目。加工品については個人1名5件5品目の認証を行いました。慎重に審査した結果、このような結果となりました。以上でございます。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	続いて、第3「令和6年度地域計画における「協議の場」の結果報告について」事務局より報告をお願いします。
事務局	報告させていただきます。6月27日(木)に「第2回協議の場」が開催され、マキノ地域の計画2件、今津地域の計画6件、朽木地域の計画3件、安曇川地域の計画1件、新旭地域の計画1件の計13件について協議があったもので、この後、計画案の縦覧公告を経て、計画策定は7月末の予定です。 出席いただきました農業委員の方に、それぞれご報告をいただきたいと思います。
前川委員	7番前川です。令和6年度第2回地域計画協議の場に参加をさせていただきましたので報告をさせていただきます。内容については、平ヶ崎・北仰・井ノ口・辻・浜分・上弘部地区の計画案の審議でございました。内容につ

	いてですが、協議内容につきましては、質問等々につきましては何点かございましたが、地域計画案の原案は特に意見がなかったというところがございます。以上で報告を終わらせていただきます。
会長	次に、朽木地域の計画 3 件について上原委員より報告をお願いします。
上原委員	9 番上原です。朽木からは上岩瀬・下柏・栃生地区の 3 件の計画を審議させていただきました。皆さんそれぞれ、前向きに取り組んでおられました。3 集落とも困っているというより前向きに取り組んでいただいたところが印象に残っています。以上で報告を終わらせていただきます。
会長	次に、安曇川地域の計画 1 件について地村委員より報告をお願いします。
地村委員	10 番地村です。安曇川地域では、上安曇地域に入らない区域、沖田地区の計画が提出されました。集積されている方も、皆さんお若い方もおられたので、上手に計画を作成されている様子が伺えました。以上で報告を終わらせていただきます。
会長	次に、新旭地域の計画 1 件について足立委員より報告をお願いします。
足立委員	18 番足立です。新旭地域では、米井地区の計画でございました。目標地図では、検討中が大部分を占めた計画となっていました。以上で報告を終わらせていただきます。
会長	それでは、報告いただいた委員の皆様には、ご苦労様でした。 ただいま、参加いただいた農業委員から報告をいただいたところですが、このことについてもお発言がしづらいとは思いますが、何かありましたら、ご発言いただければと思います。何かございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問も無いようなので、日程第 2「報告事項」を終わりとさせていただきますと思いますが、1 点だけ私からお願いをさせていただきます。各地区委員長の皆さまにおかれましては、この協議の場へ参加いただいた結果を、それぞれの地域でのお話し合いをしていただく中で、しっかりと他の農業委員および最適化推進委員の方に周知をしていただきたい

	と思います。よろしくお願いいたします。
会長	次に、日程第3報告第14号「田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局	3ページをご覧ください。報告第14号。田畑転換等 農地の形状変更届出書の受理について。田畑転換等 農地の形状変更届出書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程 第2条第1項第3号の規定に基づき、これを受理したので、同条第2項の規定に基づき報告します。令和6年7月10日。高島市農業委員会会長。 番号1。土地の表示、地番1491番1。地目、田。面積1,401平方メートル。地番1491番2。地目、田。面積1,210平方メートル。目的、田に盛土をして、畑として利用。申請位置図等は、議事案件資料集1ページから3ページをご参照ください。 田畑転換等 農地の形状変更届出とは、田を畑や樹園地として利用するなど、耕作を目的に、農地を耕土や良質土等により盛土して形状変更を行う前にする届け出です。 本件は、牛ふん堆肥の多量投入により、湿地化して耕作することが困難な農地であることから、盛り土を行い、畑として利用し、大豆、さつまいもなどの野菜を栽培する計画を立てています。収穫した野菜は自家消費と道の駅へ出荷します。 「高島市 田畑転換等 農地の形状変更に関する指導要綱」により、届出書を審査したところ、計画の趣旨は妥当であり、その他、届出に係る必要書類もそろっていることから、「高島市 農業委員会 会長専決規程」第2条第1項第3号の規定により異議ないものとし、令和6年5月31日に形状変更に同意しましたので、ご報告いたします。以上でございます。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見・ご質問もないようなので、以上で、日程第3報告第14号「田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について」を終わります。
会長	次に、日程第4 報告第15号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします事務局からの説明を求めます。

事務局	4 ページをお開きください。報告第 15 号農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、これに回答したので、同条 2 項の規定に基づき報告します。令和 6 年 7 月 10 日。高島市農業委員会会長。 番号 1。土地の表示、地番 246 番 3。地目、田。面積 86 平方メートル。他 1 筆。計 2 筆。263 平方メートル。現況非農地。番号 2。地番 579 番。地目、田。面積 674 平方メートル。現況非農地。番号 3。地番 1892 番。地目、畑。面積 154 平方メートル。他 1 筆計 2 筆。296 平方メートル。現況非農地。番号 4。地番 560 番。地目、田。面積 2436 平方メートル。現況非農地。番号 5。地番 500 番 5。地目、田。面積 114 平方メートル。現況非農地。番号 6。地番 687 番 1。地目、田。面積 179 平方メートル。他 1 筆。計 2 筆。400 平方メートル。現況非農地。番号 7。地番 2249 番 10。地目、畑。面積 297 平方メートル。現況非農地。計 7 件 4,480 平方メートル。本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号 1 から番号 7 について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。 なお、法務局から照会があれば、14 日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。
会長	以上で説明が終わりました。本件について、ご意見やご質問はございませんか。
采野委員	4 番采野です。この報告の中で番号 4 の案件ですけど、私の担当エリアですので、発言させていただきますが、こうやって非農地とされたことで、我々が使用しているタブレットへのデータの更新時期を確認したい。
事務局	登記簿の変更が前提であり、毎年 1 月 1 日現在のデータを夏場に農地台帳へデータ更新する作業となりますが、その時には、タブレットへのデータ更新までは、できない状況です。
采野委員	売買や非農地のデータがこれまでから更新が遅れている。農地利用状況調査ではタブレットの使用を進めている中で、データの更新が非常に大切

	であると思うが、いかがか。少なくとも私が確認しているデータは更新されていない。少なくともデータに反映されないとするなら、私の手元へ資料としていただくことはできないのか。総会の資料も返すのでわからない。自分ですべて記録していかないといけないのか？農地パトロールの時には、全てを記録して臨まないといけないのか。
会長	農地パトロールについては、昨年度の農地利用状況調査の結果をデータで配布しているので、昨年度の結果に対して非農地となった部分をお示しできるはず。 農業委員会の総会で非農地の承認をいただいたら、非農地の扱いとなる。改めて4条、5条の許可は不用となる。農業委員会としては農地でないという考え方をしている。登記簿上は関係ない。
事務局	農家台帳は非農地として判断した結果を入力している。農家台帳に反映するデータは、毎年1月1日現在の固定資産台帳を基準としており、パトロール前に、データの移行作業をしている状況で、データがその都度タブレットに反映されるシステムにはなっておりません。どうか、ご理解をいただきたい。
会長	まずもって、農地パトロールは、昨年度の結果を配布するので、昨年度以降、非農地となった部分については、修正してお示しすることとします。
事務局	タブレットへのデータ移行は、令和5年9月現在のデータを反映している状況で、登記地目を変更しなければデータは変更されない。 登記情報については、1月1日を基準としている農地台帳の情報を提供しており、全国農業会議へのシステムへの情報の提供をしなければタブレットの情報更新がされない。昨年度データ提供したところですので、毎年更新することはなかなか難しい。
副会長	非農地データを各自控えていただいてパトロールするしか方法がないのではないか。
中江委員	データの更新作業は、その都度経費を支払いしなければ何ともならないのか。
事務局	現在の運用では、データを移行するためのシステムのプログラムを作成

会長	してもらい、移行している状況で、移行の都度プログラムを作成し作業を行うことが必要になりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。 タブレットへのデータ移行もタイムリーに更新されない状況もあるので、紙ベースと併用してタブレットを使用する方法でパトロールを運用していただきたいと思います。また、タブレットについては、なかなかデータ更新がされない状況もありますが、まずは、皆さんには少しでも慣れていただきたいと思いますので、積極的なタブレットの活用についてご協力をよろしくお願いいたします。 大変貴重なご意見もいただきましたので、事務局としても改善が必要な部分や運用面で見直しが必要な部分については、改善なり見直しを行っていく方向で考えていますので、よろしくお願いいたしますと思います。 他に、ご意見、ご質問はないでしょうか。 （その他 質疑・意見なし）
会長	無いようでしたら、以上で、日程第4「報告第15号」を終わります。 次に、日程第5議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からの説明を求めます。
事務局	6ページをお開きください。高島市農委議案 第39号農地法第3条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和6年7月10日。高島市農業委員会会長。 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。 7ページをお開きください。1. 所有権の移転。番号1。土地の表示、地番25番。地目、畑。面積1504平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集3ページから5ページをご参照ください。 申請地は、遠隔地に居住し耕作する意志がないため、処分したい譲渡人とマキノ在住で近傍にキャンプ場を経営する譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。譲受人は、農作業歴は長く、キャンプ場の従業員の協力を得ながら、野菜や果樹の栽培を行う予定です。また、サツマイモほりや栗狩りなどキャンプ場の利用者が体験できる品目の作付けを計画されています。 農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を意欲的かつ効率

	的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
橋本委員	3番橋本です。ただいまの事務局の説明どおりでございます。慎重審議よろしく願いいたします。
事務局	番号2. 土地の表示、地番461番1。地目、畑。面積226平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集5ページから7ページをご参照ください。 申請地は、空き家と隣接する農地を一括して処分したい譲渡人と、マキノ在住で申請地と隣接する住居を一括購入する譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。 譲受人は、農作業経験は少ないものの、農地の規模が小さいことから、手作業により自家菜園をする予定で、申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
高木委員	4番高木です。ただいまの事務局の説明どおりでございます。譲受人は意欲的に取り組んでおられる状況で、特に問題はないかと思われま。慎重審議よろしく願いいたします。
事務局	番号3. 土地の表示、地番1808番。地目、畑。面積383平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集7ページから9ページをご参照ください。 申請地は、高齢のため、耕作することが難しく処分したい譲渡人と、現在、申請地を管理している今津在住の譲受人との間で、話がまとまり、売買により所有権移転するものです。 譲受人は、自作の畑への出入りのため、この申請地を通行しており、これまでから申請地を管理していたことから、売買に至ったもので、農業経験は長く水稻や果樹栽培を営んでおり、申請地においてもこれまで同様、継続的に果樹の栽培をされる予定で、申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
采野委員	5番采野です。事務局の説明にありましたとおり、今回の譲受人は、自

事務局	作地に向かうのに譲渡人の柿畑を通行するしか方法がないということで、こちらでも現地確認をしてきましたが、特に問題はないかと思われます。 番号４。土地の表示、地番２７３番。地目、田。面積６２４平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集９ページから１１ページをご参照ください。 申請地は、父親から相続し、遠隔地に居住しているため耕作することが難しく処分したい譲渡人と高島市で住居を購入し隣接地で畑を耕作したい大阪市在住の譲受人との間で、話がまとまり、売買により所有権移転するものです。 譲受人の農作業経験は短いものの耕運機１台を所有する予定で、高島市への移住を機会に申請地で野菜づくりを始める計画で、申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 なお、譲受人からは農地復元計画書が提出されており、売買契約後に復元することとし、復元時期は１０月頃となっています。以上でございます。
采野委員	５番采野です。事務局の説明にありましたとおり、この譲受人は大阪に居住しており、もっと早く高島市へ移住したいと話をしていましたが、コロナでなかなか進まなかったもので、今回ようやく話がまとまりました。慎重審議よろしくお願いいたします。
事務局	番号５。土地の表示、地番５１０番。地目、田。面積　６２平方メートル。地番５１１番２。地目、田。面積３３０平方メートル。地番５１２番４。地目、田。面積９９平方メートル。計３筆。合計４９１平方メートル。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集１１ページから１３ページをご参照ください。 申請地は、相続を受けたが今後も利用予定がないため処分したい譲渡人と、市外在住で実家が申請地の近隣にある譲受人との間で売買により所有権移転するものです。 申請地の一部は、以前より譲渡人から無償で自家消費用の花きや野菜を栽培するために借用していたもので、今回、家屋の解体に併せて土地や農地を購入してほしい旨の依頼があったことから、安曇川で農園を営む父親の指導を受けながら、家庭菜園として利用していきたいと計画しています。 父のトラクターを借入れ、管理機を１台所有する予定で、申請地を意

	欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 なお、譲受人からは農地復元計画書が提出されており、売買契約後3か月を目途に復元する計画です。以上でございます。
中江委員	12番中江です。ただいま、事務局からの説明のとおりです。この譲受人の父親は、担い手農家さんで農業経験も豊富であります。今回、その方が指導をされる息子さんが申請をされております。特に問題ないと思われます。慎重審議よろしくお願いいたします。
事務局	番号6および番号7は、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。番号6。土地の表示、地番872番1。地目、田。面積434平方メートル。番号7。土地の表示、地番875番1。地目、田。面積317平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集14ページから16ページをご参照ください。 申請地は、遠隔地に居住し、高齢のため田を管理することが難しくなってきた譲渡人と、県外に居住し、夏場は申請地の近隣に父が所有するセカンドハウスで、父親とともに野菜を本格的に栽培したい譲受人との間で贈与により所有権移転するものです。 譲受人は、872番1において、じゃがいも・玉ねぎ・里芋の栽培、875番1において、トマト、なす、きゅうりの栽培を計画しており、農機具は父親の所有するトラクター、耕運機を借用し、これまで農作業経験はありませんが、父親の指導を受けながら野菜づくりを行う予定です。申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 なお、872番1については譲受人から農地復元計画書の提出があり、耕運機を使用して復元することとし、復元時期は9月～10月となっています。以上でございます。
岸田委員	13番岸田です。詳細については、事務局からの説明のとおりです。譲渡人の2名の方は、相続により所得したもので、自分で管理ができないことから譲受人へ贈与により所有権移転するもので、現地を確認したところ、それなりにされていくかなという印象でした。問題はないかと思われますので、慎重な審議をよろしくお願いいたします。
事務局	番号8。土地の表示、地番1257番。地目、田。面積1259平方メ

	ートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 16 ページから 18 ページをご参照ください。 申請地は、以前から同じ集落内で耕作を営む高島在住の譲受人へ、譲渡することで話を進めていた譲渡人との間で、話がまとまったため、所有権を移転するものです。 一連の農作業は地域の農事組合法人に委託し、譲受人世帯の労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
岸田委員	13 番岸田です。詳細については、事務局からの説明のとおりです。現場確認したところ、適正な管理がなされておりました。慎重な審議をよろしくお願いいたします。
事務局	番号 9 および番号 10 は、農地の交換であるため、一括して説明いたします。番号 9。土地の表示、地番 124 番。地目、田。面積 1295 平方メートル。番号 10。土地の表示、地番 145 番。地目、田。面積 1831 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 18 ページから 20 ページをご参照ください。 申請地は、以前から同じ集落内で耕作を営む高島在住の譲渡人と譲受人との間で、土地を交換することで話がまとまり、所有権を移転するものです。 譲渡人および譲受人双方とも、申請地は交換により所有する土地や農業経営を行う水田と隣接することとなり、利便性が向上します。 番号 9 の譲受人にあっては、肥培管理は自らが行き、一連の農作業は委託します。番号 10 の譲受人にあっては、農作業経験も長く、大型農機具等も所有しています。 いずれにおいても、継続的に農作物を作ることが可能であり、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
山田委員	14 番山田です。今回の申請の詳細については、事務局からの説明のとおりです。現場確認したところ、適正な管理がなされておりました。よろしくお願いいたします。
事務局	番号 11。土地の表示、地番 1428 番 1。地目、田。面積 61 平方メートル。地番 1428 番 2。地目、田。面積 185 平方メートル。計 2

浅井委員	筆 2 4 6 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 2 1 ページ・2 2 ページをご参照ください。 申請地は、相続により取得したが、耕作ができないため、農地を手放したい譲渡人と、申請地の近くに居住し、野菜および水稻を作付けしたい高島在住の譲受人が、売買により所有権移転するものです。 譲受人世帯は、これまで 1 0 年以上の農作業経験があり、農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 1 5 番浅井です。現場確認したところ、適正な管理がなされておりました。申請の詳細については、事務局からの説明のとおりです。審議のほどよろしくお願いします。
事務局	番号 1 2。土地の表示、地番 4 番 8。地目、宅地。面積 1 6 1. 4 0 平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 2 3 ページ・2 4 ページをご参照ください。申請地は、相続により取得したが、高齢となり後継者もいないので、農地を処分したい譲渡人と、居住地の隣で利便もよく、農業の規模拡大を図りたい新旭在住の譲受人が、売買により所有権移転するものです。 譲受人にあっては、農作業経験も長く、大型農機具等もリースにより確保できる状態で、継続的に農作物を作ることが可能であり、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 なお、当該申請地の登記地目は宅地ですが、現況地目は畑となっており、農地法の適用を受ける土地となることを申し添えます。以上でございます。
古田委員	1 6 番古田です。事務局からの説明のとおりです。私も現場確認したところ、問題ありませんでした。審議のほどよろしくお願いします。
事務局	番号 1 3、番号 1 4 および番号 1 5 は、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。番号 1 3。土地の表示、地番 4 7 4 番 6。地目、田。面積 1 5 8 平方メートル。地番 4 7 9 番。地目、田。面積 3 5 3 0 平方メートル。地番 1 2 8 1 番。地目、田。面積 4 7 6 平方メートル。地番 1 2 8 1 番 1。地目、畑。面積 6 6 平方メートル。地番 1 2 8 2 番。地目、田。面積 7 6 6 平方メートル。地番 1 2 8 3 番。地目、田。面積 1 0 9 平方メートル。計 6 筆 5 1 0 5 平方メートル。番号 1 4。土地の表示、地

	番１６５３番。地目、田。面積１５２０平方メートル。番号１５。土地の表示、地番１５８３番。地目、田。面積３１３６平方メートル。地番１６５２番。地目、田。面積１９２０平方メートル。地番１８３２番。地目、田。面積１９９２平方メートル。地番１７３８番。地目、畑。面積４５３平方メートル。計４筆７５０１平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２５ページから３５ページをご参照ください。 申請地は、今津在住の譲受人の実家の農地を管理しやすくするため、所有権を譲受人に一本化すべく、売買および贈与により所有権移転するものです。番号１３および番号１５の申請地は、譲渡人と譲受人の共有名義で所有し、譲渡人の一部については、相続人がいないことから、相続人不存在として、相続財産管理人が管理をしている状況です。 番号１４の申請地は、譲渡人の単独所有です。譲受人にあっては、農作業経験はありませんが、大型農機具等をリースにより確保できる状態で、農機具の借入先から指導を仰ぎ水稻栽培を行う予定です。畑については、玉ねぎやキャベツの栽培を行う計画です。なお、１７３８番の畑については譲受人から農地復元計画書の提出があり、現在農地の一部は畑として利用されていますが、雑木、雑草が生えている箇所については、直営にて伐除根を行い、全体を畑地として作付けできるよう復元する予定です。 農機具の確保状況、労働力から、継続的に農作物を作ることが可能であり、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
石津委員	１９番石津です。詳細は事務局からの説明のとおりでございます。現場を確認したところ、特に問題ありませんでした。審議のほどよろしく願います。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第３９号「農地法第３条の規定による許可申請について」の「所有権の移転」について審議します。 本件について、ご意見やご質問はございましたらご発言ください。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより議案第３９号「農地法第３条の規定による許可申請について」採決を行います。「所有権の移転」番号１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

	全員挙手。
会長	次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
	全員挙手。
会長	次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
	全員挙手。
会長	次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
	全員挙手。
会長	次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
	全員挙手。
会長	次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
	全員挙手。
会長	次に、番号７の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
	全員挙手。
会長	次に、番号８の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

会長	全員挙手。 次に、番号 9 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
会長	全員挙手。 次に、番号 10 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
会長	全員挙手。 次に、番号 11 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
会長	全員挙手。 次に、番号 12 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
会長	全員挙手。 次に、番号 13 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
会長	全員挙手。 次に、番号 14 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
	全員挙手。

会長	よって、「農地法第3条の規定による許可申請」のあった「所有権移転」番号1から番号15の案件は、申請のとおり許可することに、決定しました。
会長	次に、日程第6 議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	10ページをお開きください。高島市農委議案第40号農地法第4条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和6年7月10日 高島市農業委員会会長。農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。11ページをご覧ください。番号1。土地の表示、地番715番2。地目、田。面積781平方メートル。地番715番3。地目、田。面積11平方メートル。計2筆。792平方メートル。転用目的、長屋住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の36ページから38ページをご参照ください。 本件は、周囲の宅地化が進んできたことから、自身の農地2筆を転用し、長屋住宅を建築するものです。 農地区分は、都市計画用途地域の準工業地域にあるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上で許可基準を満たしていると考えます。 周辺の被害防除については、雨水排水は、雨水枡を設置し、東側の道路側溝へ放流し北・西・南側には、L型擁壁を設置し、土砂の流出を防止する計画で、土地改良区からも同意が得られている状況です。 万一被害が生じた場合には、責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	10番地村です。この農地は従来から保全管理されており草刈り等適切に管理されていたところですが。詳細は事務局からの説明のとおりでございます。現場を確認したところ、特に問題はないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請」について、番号1について審議します。本件について

	て、ご意見やご質問がありましたら、ご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見もないようですのでこれより、議案第４０号「農地法第４条の規定による許可申請について」採決します。番号１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第４０号「農地法第４条の規定による許可申請」のあった番号１の案件は、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	次に、日程第７議案第４１号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	１２ページをお開きください。高島市農委議案第４１号。農地法第５条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和６年７月１０日、高島市農業委員会会長。農地法第５条の規定による許可申請について。農地法第５条第１項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。 １３ページをご覧ください。１．所有権の移転。番号１。土地の表示、地番２３４番８。地目、田。面積４６０平方メートル。地番２３４番９。地目、田。面積２００平方メートル。計２筆６６０平方メートル。転用目的、ドッグラン。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の３８ページから４０ページをご参照ください。 本件は、譲受人が、経営する法人の事業拡大のため、自己の所有地の隣接地の田２筆を売買により譲受け、ペットとのふれあいの場としてドッグランを運営するため、農地転用するものです。 農地区分は、申請地は下弘部の集落で、相当数の街区を形成している区域であるため「第２種農地」と判断され、立地基準上は、原則許可できないが、自宅の敷地内に設置する管理棟と一体的に運用することから、隣接地である当該地が最も利便性が良いため、やむを得ないと考えられます。 なお、申請場所については、令和６年３月２６日付けで高島市農業振興地域整備計画の変更手続きが完了しています。周辺の被害防除について、

中田委員	雨水については地下浸透とし、犬の尿については、敷地内で処理し、糞については、利用者の持ち帰りを徹底し、周囲への飛散を防止する計画です。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、周囲への騒音および衛生に配慮することとして、地元区長の同意がとれています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。なお、工期は、令和6年7月からの予定です。以上でございます。 6番中田です。この件につきましては私が現地確認をしましたので報告させていただきます。本件については、財団が所有していた農地でハウス栽培をされていたのですが途中からできなくなった状況でそのままになっていたもので、先ほど事務局からの説明のとおり申請があったものです。 これらに隣接しているのは、人家、川、農業用排水路や道路であり、特に農業に直接影響するものはないと判断しています。またドックランという目的でしたので、周辺の同意について確認させていただいたところ、事前に地元への説明もあり同意もいただいているということでしたので、許可相当と判断したところです。 本件について慎重なご審議のほどよろしくお願いします。
事務局	番号2。土地の表示、地番1733番。地目、畑。面積85平方メートル。地番1740番。地目、畑。面積85平方メートル。地番1743番。地目、畑。面積287平方メートル。地番1745番。地目、畑。面積79平方メートル。地番1742番。地目、畑。面積85平方メートル。地番1744番。地目、畑。面積52平方メートル。計6筆、合計673平方メートル。転用目的、駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の41ページから45ページをご参照ください。 本件は、譲受人が、経営する会社の駐車場が手狭になってきたことから、近傍の場所で駐車場用地が確保できたため、畑6筆を売買により譲受け、駐車場用地として農地転用するものです。 農地区分は、申請地は、都市計画の用途地域「第1種住居地域」であるため「第3種農地」と判断され、立地基準上は、許可できると考えられます。 周辺の被害防除について、雨水排水については地下浸透とし、駐車場として約20台分を確保する計画で、隣接者承諾書および土地改良区からも同意が得られている状況です。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書

	が添付されています。なお、1742番の譲渡人は、これまで、農地の一部を農業委員会の許可を得ず、農作業小屋を建築して利用されていたことから、今回の申請に関し、農地であることが判明したもので、譲渡人より、無断で転用していたことについて、申し訳なく、今後は、農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 なお、工期は、令和6年7月15日から9月30日までの予定です。 以上でございます。
前川委員	7番前川です。詳細は事務局からの説明のとおりでございます。現場を確認したところ、特に問題がないと判断しました。審議のほどよろしくお願ひします。
事務局	番号3。土地の表示、地番3番。地目、田。面積 24平方メートル。地番4番。地目、田。面積 986平方メートル。計2筆、1010平方メートル。転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の45ページから47ページをご参照ください。 本件は、譲受人が宅地分譲を行うため、田2筆を売買により譲受け、農地転用するもので、分譲宅地を4区画計画しています。 農地区分は、申請地は都市計画の用途地域 第1種住居地域であるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。 周辺の被害防除について、雨水排水については、雨水枡を設置し申請地の南北側の既設道路側溝へ放流し、雑排水は公共下水道へ接続し放流します。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、土地改良区からも同意が得られている状況です。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、令和6年8月1日から令和7年4月30日の予定です。 以上でございます。
地村委員	10番地村です。詳細は事務局からの説明のとおりでございます。安曇川駅から500m以内のところ、ほかに農地はないところでございます。現場を確認したところ、特に問題ありませんでした。審議のほどよろしく

事務局	お願いします。 番号４。土地の表示、地番４２１番。地目、田。面積１５９平方メートル。転用目的、長屋住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の４８ページから５０ページをご参照ください。本件、譲受人は、売買により譲渡人から譲り受け、長屋住宅として管理をするもので、田１筆を農地転用するものです。申請地は、道路側に面した隣地と併せて、長屋住宅として整備するもので、隣接地には、譲渡人が所有する空家があることから、解体後一体的に整備し、道路側からの進入路を確保するものです。 申請地は、三尾里の集落内にあり、農地区分は、周りに住宅等があるため「住宅等が連坦している」に該当するため、「第３種農地」と判断され、立地基準上は、許可が可能と考えます。 周辺の被害防除については、雨水排水は、側溝を新たに設置し、道路側溝へ放流する計画です。 なお、既存建物の解体時には、周辺住宅に被害が及ばないように飛散防止に努めるよう防除計画書が提出されています。また、隣接者承諾書および土地改良区からも同意が得られている状況です。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和７年３月１日からを予定しています。以上でございます。
地村委員	１０番地村です。ただいまの案件は事務局からの説明のとおりでございます。申請地は安曇川駅から西へ５００ｍ以内のところにあり、現場を確認したところ、特に問題ありませんでした。審議のほどよろしく願います。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第４１号「農地法第５条の規定による許可申請」について「所有権の移転」番号１から番号４について審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見もないようですのでこれより、議案第４１号「農地法第５条の規定による許可申請について」採決します。

	「所有権の移転」番号１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第４１号「農地法第５条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」番号１から番号４の案件については、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	次に、日程第８ 議案第４２号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	１４ページをお開きください。高島市農委議案第４２号。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。上記の議案を提出する。令和６年７月１０日高島市農業委員会会長。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について租税特別措置法第７０条の６第１項の規定の適用を受ける農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議を求める。特例適用農地等の明細書は１５ページをご覧ください。申請位置図等は、報告・議事案件資料集５０ページから５６ページをご参照ください。 本件は、租税特別措置法第７０条の６第１項の規定により、相続税の徴

	収猶予の特例の適用を受ける者は、３年ごとに農業経営に関する事項を記載した継続届出書を税務署に提出する必要がある、その際に添付することとなっている農業委員会が交付する引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。相続した日から現在まで継続して適用を受けている農地において、今回、令和３年６月１１日から約３年間、引き続き農業経営を行っている旨の証明を求められています。今回証明願のありました農地について、事務局において、転用や権利関係の移動等の調査を行いました。問題もなく、本人により農業経営が行われていることを確認いたしました。 以上でございます。
地村委員	１０番地村です。ただいまの事務局の説明のとおりです。申請者は、がんばって経営をされており、息子さんもおられ休日には手伝っておられます。農業経営を行っていることに間違いございません。慎重な審議をよろしくをお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第４２号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、議案第４２号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を採決します。 本件につきまして、願い出のとおり証明することについて、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第４２号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、願い出のとおり証明書を交付することに決定しました。
会長	次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたしますが、全員協議会の時間になっておりますので、このまま引き続き総会を継続させていただきます。ご了承くださいたいと思います。 （農業政策課職員 入室）

会長	それでは、次に、日程第9議案第43号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局および農業政策課の説明をお願いします。
事務局	16ページをお開きください。高島市農委議案第43号 高島市農用地利用集積計画の決定について。上記の議案を提出する。令和6年7月10日、高島市農業委員会会長。高島市農用地利用集積計画の決定について。 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、次の高島市農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。 1、高島市農用地利用集積計画、別紙のとおり。 2、公告予定年月日、令和6年7月19日。 高島市農用地利用集積計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課 南村と申します。私より、農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画。令和6年7月19日。滋賀県高島市。続いて、農用地利用集積計画表は18ページでございます。なお、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。 1. 利用権設定について。(1) 利用権設定農用地は16筆。(2) 利用権設定面積は29,966㎡でございます。内訳としまして新規9筆、面積16,438㎡、継続7筆 面積13,528㎡です。(3) 利用権設定者は6名。(4) 農用地利用申出者は7名でございます。(5) その他 利用権設定各筆明細は19ページおよび20ページのとおりでございます。 農用地利用申出者7名はすべての農地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものであります。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。はじめに、議案第43号「高島市農用地利用集積計画の決定について」、19ページ、利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」番号1から番号16の案件について審議を行います。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (意見・質疑なし)

会長	ご意見ないようですので、これより、議案第４３号「高島市農用地利用集積計画の決定について」利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」番号１から番号１６の案件について採決します。 本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」番号１から番号１６の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	次に、日程第１０ 議案第４４号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」を議題といたします。事務局および農業政策課より説明をお願いします。
事務局	２１ページをお開きください。高島市農委議案第４４号。高島市農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について。上記の議案を提出する。 令和６年７月１０日、高島市農業委員会会長。 農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について。 農地中間管理事業の推進に関する法第１９条第３項の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画（高島市）について意見を求める。 １、農用地利用集積等促進計画、別紙のとおり。２、公告予定年月日、令和６年８月３０日。農用地利用集積等促進計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。農用地利用集積等促進計画。令和６年８月３０日。滋賀県。農用地利用集積等促進計画は２３ページのとおりでございます。 こちらについても、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。農用地利用集積等促進計画について。（１）権利設定農用地は１２８筆。（２）権利設定面積は１５８，９３５．６１㎡。 （３）農地中間管理機構に権利の設定をする者（貸し手）は２５名。（４）権利の設定を受ける者（借り手）は９名。（５）その他 農用地利用集積等促進計画は２４ページから３７ページのとおりでございます。また、今回から記入方法に少し変更がありまして、促進計画につきましては、申請書の受付時から小字を省略しておりますので、議案書からも小字を省略しております。次に、２４ページからの（一括方式）につきまして、今回の案

	件からこのような記入になりましたが、今まで通りの新規での貸借申請です。最後に、３３ページからの（権利の移転）につきまして、こちらは経営継承という形で親から子へ既存の貸借契約を移転させるものです。以上で農用地利用集積等促進計画についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第４４号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」を審議します。 はじめに、２４ページ、農用地利用集積等促進計画の番号２から番号７の案件について審議します。 法第３１条第１項の規定により、■番 ■■■■■の退席を求めます。 （■■■■■ 退席）
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、２４ページ、番号２から番号７の案件について採決します。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手。
会長	よって、２４ページ、農用地利用集積等促進計画の番号２から番号７の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 （■■■■■ 入場・着席）
会長	続いて、２５ページ、農用地利用集積等促進計画の番号１５の案件について審議します。 法第３１条第１項の規定により、■番 ■■■■■の退席を求めます。 （■■■■■ 退席）
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。

	(質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、２５ページ、番号１５の案件について採決します。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手。
会長	よって、２５ページ、農用地利用集積等促進計画の番号１５の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 (入場・着席)
会長	続いて、農用地利用集積等促進計画の番号１および番号８から番号１４、ならびに番号１６から番号７６の案件について審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号１および番号８から番号１４、ならびに番号１６から番号７６の案件について採決します。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手。
会長	よって、農用地利用集積等促進計画番号１および番号８から番号１４、ならびに番号１６から番号７６の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	次に、３２ページ、農用地利用集積等促進計画（機構から受け手）の番号３から番号５の案件について審議します。 法第３１条第１項の規定により、９番 〇〇〇〇の退席を求めます。 (退席)
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。

会長	(質疑・意見なし) ご意見、ご質問がないようですので、これより、32ページ、番号3から番号5の案件について採決します。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手。
会長	よって、32ページ、農用地利用集積等促進計画（機構から受け手）の番号3から番号5の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 (入場・着席)
会長	続いて、農用地利用集積等促進計画（機構から受け手）番号1および番号2ならびに番号6の案件について審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号1および番号2ならびに番号6の案件について採決します。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手。
会長	よって、農用地利用集積等促進計画（機構から受け手）番号1および番号2ならびに番号6の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	次に、33ページ、農用地利用集積等促進計画（権利の移転）の番号33から番号46の案件について審議します。 法第31条第1項の規定により、 番 の退席を求めます。 (退席)

会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号 33 から番号 46 の案件について採決します。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手。
会長	よって、33 ページ、農用地利用集積等促進計画（権利の移転）の番号 33 から番号 46 の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 (入場・着席)
会長	続いて、農用地利用集積等促進計画（権利の移転）の番号 1 から番号 32 の案件について審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号 1 および番号 32 の案件について採決します。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手。
会長	よって、農用地利用集積等促進計画（権利の移転）番号 1 から番号 32 の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 以上で、本日予定しておりました議事日程については、ただ今をもちまして、全て終了しました。 (午後 3 時 18 分 議事終了)

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 9 番 _____

議事録署名委員 10 番 _____